

平成 29 年 7 月 18 日

お客様各位

指導監査実施要綱及び指導監査ガイドラインへの対応

松野税理士公認会計士事務所

平素は大変お世話になっております。

さて、平成 29 年度以降の法人指導監査については、指導監査実施要綱及び指導監査ガイドラインに沿って実施されることとなります。この旨については、法人指導監査説明会でも、所轄庁よりのお話があるものと存じます。この通知にもとづき、当事務所は、次の対応といたしますのでお知らせいたします。

会計監査及び専門家による支援の種類	指導監査 周期※1	当事務所の対応
会計監査人による監査	5 年	現在の顧問契約を解除し、新たに <u>監査契約</u> が必要になります。
会計監査人による監査に準ずる監査		
財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	4 年	現在の顧問契約を継続できますが、内部統制のデザイン・構築業務となるため <u>別契約の締結</u> が必要です。
財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援		<u>ニーズがある場合には、顧問契約の範囲内で「財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目チェックリスト」を作成</u> します。

※1 所轄庁による判断が必要

※2 専門家による支援は必須とするものではありませんが、法人側のメリットとしては、運営、請求、報酬請求等について特に問題のない法人についての指導監査周期が伸びること及び、指導監査項目の省略があげられます。

なお、お客様のニーズによる「財務会計の事務処理体制の向上に対する支援」については別途ご料金を頂戴いたしませんが、当事務所からお客様経由で所轄庁に提出する書類が増えるため、決算にあたりその関連資料の作成をお願いすること想定されますのでご協力のほどお願い申し上げます。

また、「財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目チェックリスト」については専門家の立場から判断・作成し、所見を記載いたしますので、お客様との意見の調整がつかない場合もございます。重ねてご了承お願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

以上

添付資料：財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト